

栃木県衣服製造業最低工賃の改正について

栃木県衣服製造業最低工賃が、平成 21 年から 13 年ぶりに、4 月 21 日より下記のように改正されます。

詳細は別添「栃木県の最低工賃」表をご覧ください。

記

1 男子既成洋服・背広上衣

①工程:わき裏まつり(わきの一部分について行うもの)

規格:針目が 3 cm 間隔に 5 針以上

金額:1 枚につき 46 円(改正前 39 円)

②工程:ベンツ止め

規格:2 本糸で×印しつけ止め

金額:1 か所につき 7 円(改正前 6 円)

2 婦人・子供 既成洋服

①工程:見返し星入れ

規格:針目が 3 cm 間隔に 3 針以上

金額:10 cm につき 17 円(改正前 16 円)

②工程:そで付け裏まつり

規格:針目が 3 cm 間隔に 7 針以上

金額:10 cm につき 24 円(改正前 21 円)

栃木県の最低工賃

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和4年4月21日】

※ 改正額

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまどめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

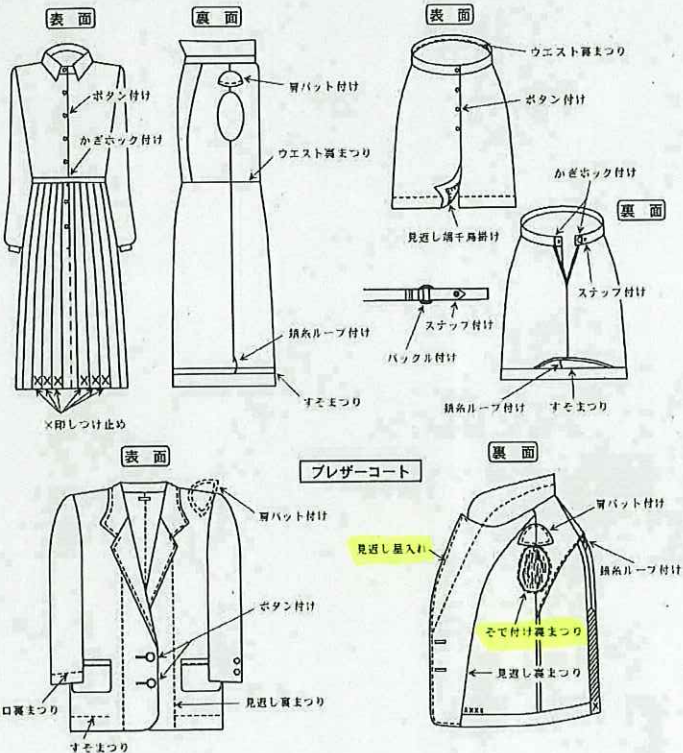
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の()内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円 1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 46円
	見返し奥入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (けすの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 44円
	パンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
パンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 7円	
アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円	
糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円	
ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 44円
	天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1本につき 31円

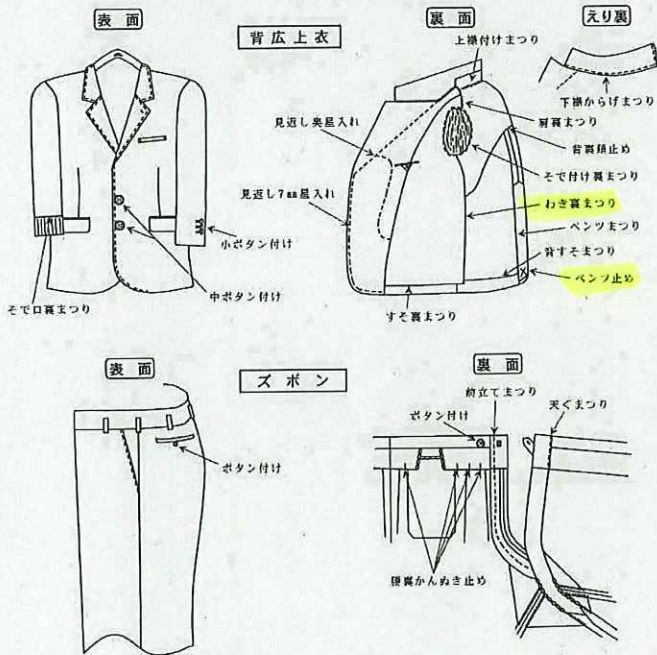
品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 17円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
	ウエスト用		1組につき 32円
	かざりホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 34円
×印しつけ止め		1か所につき 11円	
ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円	
バックル付け		1個につき 16円	
糸くず取り		1着につき 23円	

婦人・子供既製洋服のまどめ業務工程解説図

ワンピース スカート



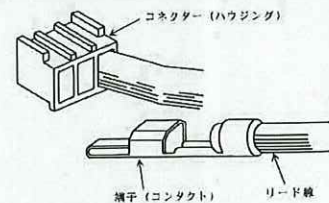
男子既製洋服のまどめ業務工程解説図



栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和3年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図



1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 46銭

詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251 足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273
 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443